原子力発電所の新規制基準適合性に係る書面審査
第３回　議事概要

１．日付：令和２年５月２９日（金）　関西電力（株）から資料を受理
　　令和２年６月１２日（金）　原子力規制委員会より判断事項・指示事項を手交

２．場所：原子力規制委員会　原子力規制庁内会議室

３．議題
（１）高浜発電所第３、４号炉　特定重大事故等対処施設の設置に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請に係る審査について

４．配布資料
提出資料
資料①-1･･･高浜発電所３号炉および４号炉　特定重大事故等対処施設の設置に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請の概要について　※
資料①-2･･･高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書（抜粋）　※
資料①-3･･･高浜発電所３号炉および４号炉　特定重大事故等対処施設の設置に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請の概要について（公開版）

手交資料　高浜発電所第３、４号炉　特定重大事故等対処施設の設置に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請に関する判断事項・指示事項　※

※配布資料（資料①-1、資料①-2、手交資料）は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第５条に定める不開示情報を含むため、平成２７年１月１４日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、資料①-1、資料①-2 については非公開、手交資料については非公開とすべき部分を不開示とした上で公開とします。

５．議事概要
（議題１）
（１）関西電力株式会社から、令和２年５月２９日に高浜発電所第３、４号炉　特定重大事故等対処施設の設置に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請に係る資料が提出された。
（２）これに対し、原子力規制委員会は、令和２年４月８日第２回原子力規制委員会議題４「当面の審査会合等の進め方について」の方針に基づき書面審査を行い、必要な判断事項及び指示事項を示すとともに、これらの事項に対する説明を文書で回答することを求めた。
（３）関西電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

以上